

増税-インドでビジネスを行う企業の コンプライアンス強化のために

技術サービス料およびロイヤルティ（特許権使用料の支払い）に対する源泉徴収率引き上げの影響

インド税法¹により、非居住者／外国企業に対する技術サービス料（FTS）およびロイヤルティの支払いは、実効税率**10.92%**（サーチャージおよび教育セスを含む）で課税されることになりました。

さらに、インド税法²は、インドが他国と二重課税回避協定（DTAA）を締結している場合、DTAAまたは法律のうち有益な方の規定を適用すると規定しています。

現在、インドと日本の租税条約では、ロイヤルティと技術サービス料に対して**10%**の税率が適用されることになっています。

インドでの確定申告の免除

インドの現地法では、以下の条件を満たす場合、外国企業/非居住者のインドでの税務申告を免除することができます：

- 配当金、利子、ロイヤリティ、技術サービス料のみから得られる所得。
- インドの現地法に従って税金が差し引かれます。

以上のことから、非居住者や日本企業は、インドでの申告が緩和され、その差額がわずか**0.92%**（**10.92%**対**10%**）であることから、インドの現地法に準拠することを選択するようになりました。

1. Section 115A of the Income Tax Act, 1961

2. Section 90(2) of the Income Tax Act, 1961



インドの現地法における最近の改正

インドは最近、国内法を改正しました。その中で、**2023年4月1日以降に適用されるロイヤリティ及びFTSの実効税率が10.92%から21.84%**（サーチャージ及びセスを含む）に引き上げられることが決定されました。

これにより、非居住者や外国企業は租税条約の恩恵を受けざるを得なくなり、条約税率は以前のシナリオと比較してより有利となります。

通常、租税条約による特典を利用するために、インドの法律では、非居住者/外国企業が**Tax Residency Certificate**（納税証明書・TRC）とその他の申告書を提出することが要求されています。しかし、TRCがインド法で要求されるすべての詳細を含んでいない場合、**Form 10F**と呼ばれる追加フォームをTRCと一緒に提出する必要があります。

また、最近、インドの直接税中央委員会(CBDT)は、非居住者の **Form 10F** の電子申告を義務化したことも注目されます。また、CBDTは、インドでPAN（Permanent Account Number：インド税務登録番号）を持たない非居住者に対して、**2023年3月31日まで**（現在は**2023年9月30日まで延長**）、**Form 10F**を手動で提出することを一時的に緩和しています。

このため、非居住者や外国企業にとっては、租税条約に基づく有利な税率を利用するために、**Form 10F**を含むすべての関連書類を電子フォームで提出することが重要になります。

Form 10Fを電子的に提出するためには、政府ポータルサイトでオンラインアカウントを作成する必要があり、**PAN**が必要となります。この変更により、租税条約の恩恵を受けようとするすべての非居住者は、間接的に**PAN**を取得し、必要な書類を提出する必要があります。

上記に加え、インド税法³により、すべての企業はインドで税務申告をする必要があります。外国企業の立場からすると、論理的には、インドから所得を得るすべての企業がインドで確定申告をする義務があると解釈できません。従って、外国企業がインドで**PAN**を持ち、インドから所得を得、租税条約の恩恵を受けようになれば、インドで確定申告をする義務が生じます。また、インドの現地法ではなく、租税条約に従って源泉徴収されるため、確定申告の免除は受けられなくなります。また、関連者間取引の場合、移転価格に関するコンプライアンスもインドで実施する必要があります。

インドの源泉徴収税率ではなく、租税条約による有利な（低い）税率を利用する。



3. Section 139 of the Income Tax Act, 1961



今後の展開

インドから所得を得ている外国企業/非居住者は、インドでの改正に伴うインドでの税制上の影響を評価する必要があります。また、租税条約上の優遇措置を受けるための適格性を分析する必要があります。これには受益権テストや実体テストなどを検討する必要があります。適格性が明らかになった後は、インドで適切な登録を行い、すべてのコンプライアンスをインドで実施する必要があります。

私たちがお手伝いできること

- 源泉徴収税への影響と税制最適化措置に関するアドバイス
- インドでの所得申告書の作成と提出
- 移転価格税制の遵守のための支援（該当する場合）



Nexdigm (ネクスタイム)について

Nexdigmは、従業員所有の独立系グローバル企業で、世界中のクライアントに総合的なコンサルティングサービスを提供しています。問題解決に焦点を当て、多機能の専門知識により、お客様のためにカスタマイズされたソリューションを提供することができます。

私たちは、ビジネスサービスとプロフェッショナルサービスを含む、デジタル主導の統合ソリューションを提供し、企業のライフサイクルのあらゆる段階における課題解決を支援します。米国、ポーランド、アラブ首長国連邦、インドで直接事業を

展開し、50カ国以上の多国籍企業、上場企業、非上場企業、家族経営の企業など、さまざまなお客様にサービスを提供しています。

当社のマルチディシプリナリーのチームは、ヘルスケア、食品加工、銀行・金融サービスなどに特に重点を置き、幅広い業界にサービスを提供しています。過去10年間、私たちは主要なグローバル市場において能力を構築し、活用することで、多くのクライアントに国境を越えたサポートを提供してきました。

創業以来、私たちはプロフェッショナルな水準とパーソナルなサービスを大切にしている企業文化を広げてきました。コラボレーションと倫理的行動を重視することで、高品質で革新的な結果を提供しながら、誠実にクライアントにサービスを提供することができます。私たちは、お客様のパートナーとして、お客様のニーズと制約を理解し、統合的なソリューションを提供するために、積極的な姿勢で取り組んでいます。

Nexdigmでは品質を最も重要視しており、情報セキュリティのISO/ISO 27001認証と品質管理のISO 9001認証を取得しています。

私たちは、International Accounting BulletinやEuro Money Publicationsなどのグローバルな組織から長年にわたって評価されています。

Nexdigmは、新しいビジネスのパラダイムに踏み込むこと、つまりThink Nextへのコミットメントと共鳴しています。

USA Canada Poland UAE India Hong Kong Japan

アメリカ・カナダ・ポーランド・アラブ首長国連邦・インド・香港・日本



www.nexdigm.com

Contact us

Hamamatsucho Daiya Building, 2nd Floor,
2-2-15 Hamamatsucho, Minato-ku, Tokyo 105-0013 Japan
T: +81 3 6683 8393

お問い合わせはこちら ThinkNext@nexdigm.com

東京都港区浜松町2丁目2番15号
浜松町ダイヤビル2F 〒105-0013
電話: 03 6683 8393

Follow us on



すべての主要なプラットフォームでポッドキャストを聴くことができます。